

品目横断的経営安定対策への加入申請状況について

主任研究員 内田多喜生

1 はじめに

本年8月3日に「平成19年產品目横断的経営安定対策加入申請状況」が公表された。本稿は、同資料をもとに経営安定対策の加入状況について米を中心に整理するものである。

2 全体の加入状況

まず、全体の数字をみると、19年産の加入申請を行った経営体数は72,431で、うち認定農業者67,045、集落営農組織5,386と、認定農業者が全体の9割以上を占める(第1表)。また、認定農業者の内訳は個人が63,415、法人が3,630で、個人が圧倒的に多い。

次に、各作物の作付計画をみると、米が43.7万haで最も多く、以下4麦25.4万ha、大豆11万ha、てん菜6.6万ha、でん粉原料用ばれいしょ2.2万haと続く。ただし、18年産作付面

積等に対する比率でみると、米は25.9%と作付面積168万haの約4分の1にとどまっており、2番目に低い大豆の77.5%を大きく下回っている(第1表)。

この背景には、品目横断的経営安定対策の2つの柱である諸外国との生産条件不利補正対策(以下「ゲタ対策」という)と収入減少影響緩和対策(以下「ナラシ対策」という)のうち、米はナラシ対策のみであることが影響したとみられる。米は国境措置により諸外国との生産条件格差が実質的に補正されているためである。また、同対策に参加しない農家にも、生産調整に取り組めば産地づくり対策のなかで価格下落等の影響を緩和する対策(稻作構造改革促進交付金)が設けられたことも影響したであろう。一方、米以外の4品目は、ナラシ対策とゲタ対策の両建てで、かつ後者のゲタ対策が大きなウェイトを占めている。そのため、対策に加入しない場合、経営体の収入は大幅に減少することになるため、加入割合も高くなったものとみられる。

ただし、今回の米のナラシ対策そのものは、これまでの稻作所得基盤確保対策及び担い手経営安定対策等に比べ、対象品目、生産者負担等においてメリットが拡大するもので、事前の推進においてもこれらの点は強調されていた。それにもかかわらず加入割合が他の4品目を大きく下回ることになったのは、他品目との対策の違いや、後で見る地域の農業構造そのものによる制約等の影響があったとみられる。

第1表 加入申請経営体数及び作付計画面積
(全国) (単位 万ha)

	計	認定農業者			集落営農組織			前年作付面積等対比(%)
		小計	個人	法人	小計	特定農業団体	準ずる組織	
経営体数(万経営体)	7.2	6.7	6.3	0.4	0.5	0.2	0.4	-
作付計画面積	米	43.7	33.1		10.6		25.9	
	4麦	25.4	18.7		6.7		93.3	
	大豆	11.0		7.0		4.0		77.5
	てん菜	6.6		6.6		0.0		97.1
	でん粉原料用ばれいしょ	2.2		2.2		0.0		99.1

資料 農林水産省「平成19年產品目横断的経営安定対策加入申請状況」
(注)米・麦・大豆は18年産作付面積、てん菜・でん粉原料用ばれいしょは19年産作付指標面積に対する比率。

なお、他品目との対策の違い等による影響は農水省も想定しており、同省も作付計画面積の目標を現行の稲作所得基盤確保対策加入面積（18年産で約75万ha）の半分以上としていた。19年産米における加入申請面積43.7万haは、この当初目標はクリアしたことになる。

3 農業地域別にみた米の加入状況

さて、19年産米の作付計画面積は、全国ベースでみると18年産作付面積のほぼ4分の1という結果であったが、この数字は地域によって大きく異なっている。農業地域別に作付面積に占める作付計画面積割合と関連指標を比較したものが第2表である。

大規模経営中心である北海道の加入割合が他地域を大きく上回るのは当然であるが、それ以外の地域でも加入割合に大きな格差がみられている。例えば、都府県で最も加入割合が高い北陸の34.2%と最も低い四国の8.2%では20ポイント以上の開きがある。

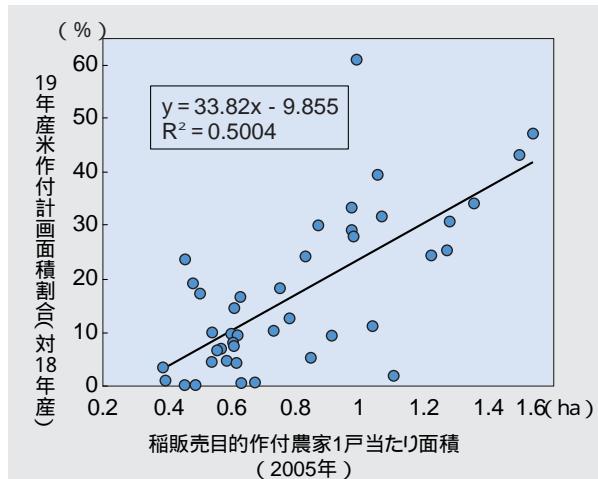
こうした地域による格差の背景には、農業生産構造の違いがあるとみられる。加入申請に必要な一定の経営規模を持つ経営体の確保・育成が、生産基盤の脆弱化が進んだ地域

第2表 農業地域別作付計画面積割合と関連指標
(単位 %, ha)

農業地域	作付計画面積割合 (対18年産 作付面積)	販売目的 稲作付農 家1戸当 たり作付 面積 (平成17年)	農業粗生 産額に占 める米割 合 (平成17年)	基幹的農 業従事者 に占める 75歳以上 比率(稲作 単一経営) (平成17年)
全国	25.9	1.0	23.0	25.9
北海道	80.1	5.9	11.0	10.2
東北	32.1	1.2	38.5	18.6
関東・東山	11.6	0.9	19.5	27.7
北陸	34.2	1.2	64.2	23.3
東海	13.5	0.6	14.5	32.9
近畿	11.6	0.6	29.0	31.6
中国	11.1	0.6	31.5	33.7
四国	8.2	0.6	15.1	32.8
九州・沖縄	23.5	0.8	12.4	25.9

資料 農林水産省「平成19年産品目横断的経営安定対策加入申請状況」「2005年農林業センサス」「2005年都道府県別農業産出額」

第1図 都府県別作付計画面積割合と1戸当たり稲作付規模の関係(東京、大阪、沖縄除く)



資料 第2表と同じ。図中の式は近似線のもの。

では難しかったとみられるからである。第2表でも、農家の作付規模が小さく、高齢化が進み、かつ米のウェイトが低い地域で加入割合が低い傾向がみられている。また、1戸当たりの作付規模と加入割合の関係をみても、地域の農業構造が加入割合に影響を与えたことがうかがえる（第1図）。

4 まとめ

以上のように、19年産米の作付計画面積は、農水省の目標を達成したものの18年産面積の約4分の1にとどまるとともに、地域による格差が大きなものとなっている。同省では21年産で5割の達成を目指すとしているが、今回加入申請を見送った農家・組織のなかには、農業条件が相対的に不利なため参加が難しかったところも含まれているとみられる。

20年産以降については、そうした条件の克服が難しい農家・組織の加入にいかに取り組んでいくかが課題の一つとなろう。そのためには、加入要件や、手続きの簡素化等についてのさらなる検討が必要になるとみられる。

（うちだ たきお）